

2018年12月4日(火)～5日(水) 東京ドームシティ プリズムホール

「出展・協賛のご案内」及び出展・協賛規約(別紙)を了承し、下記の通り出展・協賛を申し込みます。

■出展・協賛社名

申込日 2018年 月 日

会社名	フリガナ		⑩
本社所在地	〒		
	TEL	FAX	
責任者名	フリガナ		部署
			役職
担当者名	フリガナ		部署
			役職
担当者連絡先	TEL	FAX	
	携帯電話	E-mail	
担当者連絡先所在地	※本社所在地と異なる場合のみご記入ください。 〒		

■申込内容 ※☑をお付け下さい。

<p>◆ブース協賛</p> <p>1 小間 (3m×3m) 出展・協賛希望 <input type="checkbox"/> <u> 1 </u> 小間 × ￥432,000 (税込) = ① <u> ¥ </u></p> <p>2 小間以上～9 小間までの出展・協賛希望 <input type="checkbox"/> <u> </u> 小間 × ￥410,400 (税込) = ② <u> ¥ </u></p> <p>10 小間以上 (独立小間) 出展・協賛希望 (スペース渡し) <input type="checkbox"/> <u> </u> 小間 × ￥378,000 (税込) = ③ <u> ¥ </u></p> <p>物販ブースオプション (食品販売及び試飲・試食・飲食等は、シンク・手洗いが別途必要です) <input type="checkbox"/> <u> </u> 小間 × ￥108,000 (税込) = ④ <u> ¥ </u></p> <p>ブース出展・協賛社オプション <input type="checkbox"/> サブステージPR × ￥216,000 (税込) = ⑤ <u> ¥ </u></p> <p>ブース出展・協賛社オプション <input type="checkbox"/> サンプルングPR × ￥216,000 (税込) = ⑥ <u> ¥ </u></p> <p>◆特別協賛</p> <p><input type="checkbox"/> ゴールド × ￥10,800,000 (税込) = ⑦ <u> ¥ </u></p> <p><input type="checkbox"/> シルバー × ￥3,240,000 (税込) = ⑧ <u> ¥ </u></p>	<p>◆出展希望ゾーン</p> <p><input type="checkbox"/> 美容(エステ・コスメ)ゾーン</p> <p><input type="checkbox"/> ショッピング/ ファッションゾーン</p> <p><input type="checkbox"/> グルメゾーン</p> <p><input type="checkbox"/> 韓流/ エンターテインメントゾーン</p> <p>合計 (①～⑧)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>¥ <u> </u> (税込)</p> </div>
---	---

■出展・協賛内容

※別紙の「出展・協賛規約」を必ずお読み下さい。事務局が本申込書を受理次第、同規約に同意されたものとみなします。

※出展・協賛社名の欄には必ず社印・代表者印を捺印してください。

※申込書は記載事項をもしなくご記入いただき、スキャンしたデータを下記アドレス宛にお送り下さい。提出にあたっては、必ずコピーを取って保管してください。

出展・協賛申込書送付先

E-mail : info@kfestival.jp

〈お問い合わせ先〉

K-ESTIVAL2018 実行委員会 事務局
 〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-8 Jサンクス第1ビル 2F
 E-mail : info@kfestival.jp
 TEL : 03-5809-3172 FAX : 03-5809-3171

事務局 記入欄	受付 No.	受付日	担当者	請求発行	備考
		/		/	

※ご記入いただきました情報は、本イベントに関わるご連絡及び今後のご案内のみに使用させていただきます。

K-FESTIVAL2018 出展・協賛規約

(1) 出展・協賛申し込み及び本規約の効力の発生

出展・協賛の申し込みは、本申込書に必要事項を記入・署名・捺印し、事務局に提出することにより受理されます。出展・協賛社名、団体名等は本イベントの告知広告、公式ウェブサイト、公式ガイドなどに掲載しますので、必ず正式名称でご記入ください。その時点で出展・協賛社は本規約に同意したものとみなされ、本規約の効力が発生し、出展・協賛社は本規約を遵守する義務が発生するものとします。なお、事務局は本イベントへの出展・協賛が適当でないと判断した場合、出展・協賛申込書の受理を拒否することができるものとします。また、出展・協賛の申し込みをされても出展・協賛社の意志に沿えない場合もございます。これにより生ずる損害等に対し、主催者及び事務局は一切の責任を負わないものとします。

(2) 出展・協賛料金の支払方法

本申込書を事務局にご提出いただいた後、折返し発行する請求書のとおり記載された支払期限までに消費税込合計金額を指定銀行口座までお振込ください。出展・協賛料金を支払期限内にお支払いいただけない場合は、出展・協賛申込みを取消させていただきますことがあります。

振込先指定銀行口座

銀行 / 支店名: SBJ 銀行 新宿支店

普通口座: 0203949

口座名: K-FESTIVAL 実行委員会事務局

※振込手数料は申込者にてご負担願います。支払方法は銀行振込とし、手形等によるお支払いはお受けできません。

(3) 出展・協賛料金に含まれるもの

- ▼以下のものが出展・協賛料金に含まれます。
 - * 基準時間内の会場使用料金・照明・空調費
 - * 1小間あたりの基本仕様に含まれる照明・コンセント使用に関わる電気料金、一般ゴミ処理費用
 - * 共用施設の工事費及び維持費
 - * 広報宣伝費 (招待券、ポスター (出展小間数に応じた規定枚数)、公式ホームページ、公式ガイドマップへの社名掲載)
 - * 来場者サービスに係る費用 (会場案内などの制作費)
 - * 事務局企画運営・安全管理・警備費用
- ▼以下のものは出展・協賛料金に含まれません。
 - * 各社出展ブースの搬入費出及び運営費
 - * 臨時電話・ISDN・ADSL等の通信回線の仮設費及び通信料金
 - * 基準時間外の会場使用料
 - * 電気・給排水・ガス等の工事費及び使用料 (基本仕様に含まれる照明・コンセントを除く)
 - * 自社出展物及び对人障害などの保険料
 - * 会場設備・備品及び他社展示物の破損、紛失弁償費
 - * 各社出展ブース内のゴミ処理に関わる費用 (一般ゴミを除く)
 - * その他、通常出展小間料金に含まれない費用とみなされるもの

(4) 出展・協賛申し込み後の解約 (一部解約も含む)

出展・協賛社が、出展・協賛申し込みの解約 (一部解約も含む) をする場合、書面にて事務局に通知の上、下記の通り出展・協賛社は解約料を支払うものとします。

書面による解約通知を受理した日	解約料
2018年9月3日以降	出展・協賛料の50%
2018年11月3日以降	出展・協賛料の100%

出展・協賛社が上記相当金額を未だ支払っていないときは、直ちにこれを支払うものとします。出展・協賛社がすでに支払った金額が上記相当金額を超えているときは、事務局より超過分から振込手数料を引いた金額を返還するものとします。

(5) 小間位置の決定

小間位置は出展製品、出展規模、申込み順などを考慮して事務局が決定するものとします。また、事務局は、イベント規模の変動や入場整理の都合上、または、イベント効果向上のために小間図面を変更し、それに関連して小間を再配置する権利を有するものとします。その際、出展・協賛社は、小間位置の変更に対する賠償請求はできないものとします。

(6) 小間の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展・協賛社は、自社の小間を事務局の承諾なしに、転貸、売買、譲渡あるいは交換することはできないものとします。

(7) 共同出展の取り扱い

2社以上の申込社が共同で出展・協賛する場合、1社が代表して申し込み、共同出展・協賛する社名・出展製品等を申込時に事務局へ通知するものとします。

(8) イベントの運営

事務局は本イベントの業務を円滑に遂行するため、各種規定の制定、修正、追加を行うことができます。出展・協賛社が「出展・協賛規約」その他、出展・協賛の手引き上で規約に違反した場合、事務局はその出展・協賛社の出展・協賛中止の措置をとることができるものとします。その場合、その出展ブースは事務局が処分することができ、出展・協賛料金の扱いについては、出展・協賛規約(4)「出展・協賛申し込み後の解約 (一部解約も含む)」に準拠するものとします。

(9) 諸経費の負担

- ① 試飲・試食・飲食を行う場合、その提供方法により手洗い、流し等の給排水設備が必要になる場合があります。その際の設備費用は出展・協賛社の負担になります。
- ② 電気、給排水設備等を必要とするときは、所定の申込み用紙で手続きを行い、所定料金を各業者にお支払いください。
- ③ 出展物の輸送、搬入・搬出、展示、実演、撤去その他出展・協賛社の行為に属する費用は、すべて出展・協賛社の負担となります。

(10) 消防法規等

出展・協賛社は会場施設に適用されるすべての消防及び安全に関する法規・注意事項等を遵守しなければなりません。

(11) 騒音及び迷惑行為の防止と出展・協賛中止の措置

他の出展・協賛社に著しく迷惑をかけている、あるいはその恐れがある、または、出展・協賛内容が本イベントに適切でないと事務局が判断した場合、事務局はその出展・協賛社に対し、出展・協賛の中止の措置をとることができるものとします。この場合、出展小間料金の扱いについては、出展・協賛規約(4)「出展・協賛申し込み後の解約 (一部解約も含む)」に準拠するものとします。他の出展・協賛社に著しく迷惑をかけている、あるいはその恐れがある、または、出展内容が本イベントに適切でないと事務局が判断した場合、事務局はその出展・協賛社に対し、出展・協賛の中止の措置をとることができるものとします。この場合、出展・協賛料金の扱いについては、出展・協賛規約(4)「出展・協賛申し込み後の解約 (一部解約も含む)」に準拠するものとします。

(12) 出展物の管理と免責

出展物の管理は、各出展・協賛社の責任において行ってください。主催者及び事務局は、その損害、盗難、紛失、破損等については一切の責任を負わないものとします。

(13) 事故防止及び保険

出展・協賛社は、出展物の搬入出、展示、実演、撤去などを通じて事故発生の防止に努めてください。事務局はこれらの作業を通じ、必要と認めた場合に事故防止のための処置を命じ、その作業を制限または中止を求めることがあります。また、会場への出展物等の搬入から撤去までに必要と思われる損害保険には、各出展・協賛社で加入してください。会期中、出展ブース内の警備・保険に関しても各出展・協賛社で行ってください。主催者及び事務局は、一切の責任を負わないものとします。

(14) 補償

出展・協賛社が、他社出展ブース、事務局の運営設備、会場設備または人身等に損害を与えた場合は、その保証は出展・協賛社の責任になります。主催者及び事務局は、一切の責任を負わないものとします。

(15) 出展物の搬入・搬出と撤去

会場への出展物等の搬入期間及び会場の設営工事期間などの詳細につきましては、別途、出展の手引きにてご案内いたします。会期中は事務局の承認なしに、出展物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできないものとします。出展物や出展ブース内の保守及び清掃は、各出展・協賛社の責任において行ってください。事務局の定めた日時までに撤去されない出展物等は、出展・協賛社の費用で事務局が撤去するものとします。

(16) イベントの中止

事務局は本イベントの開催に向け最大限の努力をしますが、不可抗力及びやむを得ない理由により本イベントを中止し、本規約を解除できる権利を有するものとします。この場合、出展・協賛社の責に帰すべき理由、または、原子力危険・放射能危険・戦争・地震・火山の噴火・津波・火災・悪天候・疫病の流行等の自然災害、政治若しくは経済の混乱、公権力の行使等の理由により中止され、本規約が解除されたものであるときは、主催者及び事務局は出展・協賛社に対し出展・協賛料金を返還する義務を負わないほか、本規約の解除によって出展・協賛社が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。

その他の理由により中止された場合には、既に払い込まれた出展・協賛料金については、必要経費を差し引いた上で、なお余剰金があった場合、出展・協賛社に返却するものとします。なお、本規約の解除に伴う出展・協賛社が受ける損害・間接損害を賠償する責には任じないものとします。

(17) イベントの会期・会場・開場時間の変更

主催者及び事務局は、やむを得ない理由により本イベントの会期・会場および開場時間を変更することがあります。この変更を理由として、出展申し込みの取り消し、本規約の解除はできないものとします。また、これによって出展・協賛社が受ける損害・間接損害を賠償する責には任じないものとします。

(18) 出展・協賛規定の遵守

出展・協賛社は、事務局が定める一連の規定 (出展・協賛申込書、出展・協賛の手引き等) を本規約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。万が一、規約に違反した場合は、理由の如何にかかわらず、出展・協賛を拒否することができるものとします。この際生ずる損害等に対し、主催者及び事務局は一切の責任を負わないものとします。また、事務局と出展・協賛社、来場者、関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、事務局所在地の裁判所に裁定を委ねるものとします。

(19) 個人情報の取り扱い

出展・協賛社は本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また、取得した個人情報は、出展・協賛社が責任をもって管理・運用するものとします。万が一、来場者に損害が生じた場合、出展・協賛社が全責任を負うと共に、自ら責任を持って紛争を解決するものとします。主催者及び事務局は一切の責任を負わないものとします。事務局が運営、基礎工事、電気工事等の「秘密情報及び個人情報の取り扱いに関する契約」を締結している委託会社には業務上の必要な委託業務として出展・協賛社の情報を提供することができるものとします。また、事務局は本イベントに関する連絡・告知などに使用することもできるものとします。